

中国沿岸部・杭州市に於ける 日系企業経営諸問題についての 調査報告書

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

2006年11月

財団法人日中経済協会
加施徳諮詢（上海）有限公司



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。



<http://keirin.jp>

A社

相談内容：金型の販売について

Q：金型を日本から輸入し、又は中国国内から調達して他者に販売することは可能か？なお、当社は、金型の製造販売の営業許可を取得している。また、以上のビジネススキームについて、税務上注意を要する点についても、併せて助言いただきたい。

A：生産型企业で、その経営範囲が「金型の製造販売」である、ということは、自社製に係る金型製品のみを販売することが認められているものである。他社製品の販売を行う場合、商業行為に係る認可を取得しなければならない。

なお、商業行為に係る認可を取得した場合においても、かかる商業行為による売上が、全売上に占める割合の50パーセントまでであれば生産型企业として扱い、生産型企业としての売上部分については、企業所得税の「二年免税三年半減」等、生産型企业としての税制上の優遇を受けることが可能、というのが税務当局の考えである。

商業企業の認可を取得せずに商業行為を行うことは、経営範囲の逸脱とされ、工商行政管理局からこの指摘を受けた場合、商業行為により稼得した売上が没収される等の行政処分を受ける可能性があるため、注意されたい。

Q：金型のパーツを、一部、日本の親会社に輸出することを検討している。税金はかかるのか？

A：その制作に要した原材料等について17パーセントの税率による増徴税が課されるが、物品を輸出することにより、FOB価格の13パーセント部分が還付される。その差の4パーセント部分は負担せざるをえないことになる。税額の還付は、毎月締めにて税務当局に申請する。なお、仮に、中国子会社にて製造し、日本の親会社に販売するケースで、実態としては日本親会社所有の金型を中国子会社にて預かり置くとした場合、当該金型代金について外貨の支払いを受けることは、一般に困難であることにも注意を要する。

相談内容：補助金の受給について

Q：当社工場敷地は、50年間の土地使用权を1平方メートルあたり16米ドルにて払下げを受けるとしたものであるが、払下げ後の評価では、土地単価が倍とされた。これにより、開発区政府から、評価額にて払下げを受け、当初払下げ予定額との差額は補助金の形で補填する、

と申し向けられている。当社は今年、売上を計上していないが、かかる補助金を受けた場合、33パーセントの税率により企業所得税が課税されてしまうことになるのか。

A：主たる業務収入が収入全体の半分を超えれば生産型企业としての課税がなされる扱い、というのが税務当局の一般的な考えである。

開発区政府と協議のうえ、例えば、補助金は「貸付金」という形で交付してもらい、補助金を上回る生産収入が得られるとわかった時点で、当該貸付金を補助金に転換してもらい、といった交渉をしてはどうか。このような処理を行えば、今年度における納税義務を回避することができる。

B社

相談内容：移転価格税制について

Q：今年10月に国家税務総局から移転価格に関する文書化についての規定が公布される予定と聞いていたが、未だ公布されていない。2006年分取引については、2007年に特段の用意をする必要はない、と考えてよいのか。当社は昨年利益率10パーセント、今年は21パーセントの利益が上がっている。これは、ローカル金型を使用することにより原価が下がったことによるものであるが、日本親会社との取引について移転価格調査の標的とされないか心配している。

A：コスト削減が中国子会社の努力によるものであれば、生じた利益は中国子会社に帰属する、と考える。日本親会社との取引で中国子会社への移転価格税制の適用は、問題なさそう。移転価格課税を受けないためには、コストプラス適正利益率により、合理的な価格を設定し、親会社の最終的な利益を確保するとともに、日本親会社への利益還元は配当で行うとすることがよい。

「値決め」の要素は、マーケットプライスと、原価。例えば、日本親会社が中国より仕入れた物品を日本国内で販売する場合、親会社は販売利益しか稼得できないのであるから、かかる稼得利益が製造利益より少ない場合でも不合理はない。

逆に日本の親会社は、日本の課税当局から、利益の出ている子会社から開発費を得ているか、派遣者の人件費を徴収しているか等を問われる。

移転価格に関する文書化についての規定は、未だ公布されていない。2006年分関連会社間

取引について独立企業原則に従った移転価格の設定が行われたことを示す文書の作成提出は、このままのスケジュールでは義務化されない見通しではあるが、移転価格上の罰則規定を回避するために、自主的な備えは必要。

相談内容：基金の積立てについて

Q . 各種基金の積み立ては、どのようにすべきか。なお、当社は、外商投資独資企業である。

A . 独資企業の場合、準備基金及び従業員奨励福利基金を積立てなければならないとされている。企業発展基金は積み立てなくてよい。
準備基金は、税引き前利益の 10 パーセントを累計金額が登録資本の 50 パーセントに満つるまで積み立てる。従業員奨励福利基金は、積み立て義務が課されているものの、積立比率は独資企業が決定することができるかとされているので、ゼロ積み立ても容認される。このため、実務上、その積み立ては任意というのが実態。

C 社

相談内容： 個人所得税の源泉徴収手数料について

Q . 従業員の個人所得税を会社が源泉徴収すると、補助金が出るのか？

A . 源泉徴収事務手数料として、源泉徴収税額の 2 パーセントを受けられる。根拠は、個人所得税法第 11 条及び同实施条例第 44 条。手数料の交付は、地方によって、月毎、四半期毎など。

相談内容： 国内調達設備に係る増値税の免税について

Q . 中国国内で調達した設備について増値税還付を受けたいが、可能か？

A . 中国国内調達設備について増値税還付を受けられる場合、外商投資指導目録の奨励類の認可を取得している必要がある。奨励類認可を取得していなければ、調達設備に係る増値税還付は受けられない。

相談内容：国内販売と債権回収について

- Q . 中国国内販売をするにあたって、債権回収のうえでどのようなリスクヘッジ策を講ずればよいか？
- A . 支払い条件を先払いにする、ディストリビューターからデポジットを取る、といったことが考えられる。

D社

相談内容：事務所立ち退きについて

- Q . 当社は、日、中による、期間 20 年の合弁経営であるところ、10 年が経過した。これまで、中方出資親会社が使用权を有する割当土地の敷地内に建物を所有し、経営活動をしてきたが、今般、中方親会社が市政府より公害型企業の指定を受け、市の郊外に移転することになった。この移転に伴い、当社も移転する。移転後の当社の営業場所については、中方親会社から、合弁期間満了までの 10 年間は、貸与を受けることになった。現在の所有建物は、帳簿上、どのような処理となるのか。また、中方親会社は、市政府から移転費用について補助を受けるが、当社の現有建物について、なんらかの補償を要求することは妥当か。
- A . 現有の固定資産としての建物は、移転後は親会社所有の建物を借りる権利に充当されるのであれば建物から使用权（無形資産）に振替えて処理し、10 年で償却するのが妥当ではないか。税務上の問題はない。
- 建物の固定資産の残存価格分を補償として要求する、というのであれば、一定の合理性はあるのではないか。

相談内容：出資持分の評価について

- Q . アパレル業界は、現状、マーケット事情が厳しいうえに、人件費が上昇し、為替動向も当社に不利である。利潤も少ない。中方親会社としては、投資した分は取り戻したい、という考えの下、出資持分を日本側出資者に売却することを考えている。マイノリティー持分権者の出資持分は、どのように評価されるのか？過去の損は反映されるのか？

A . 出資持分の譲渡及び譲渡価額については、中方親会社が国有企業である場合は国有資産評価、売却に係るルールに基づかなければならないが、そうでない場合は、当事者間の合意による。評価方法については、時価純資産法によることが一般的。過去の損失は純資産の減少として反映される。取得原価で譲渡すれば過去の損は反映されない結果となる。

相談内容：個人所得税の課税範囲について

Q . 中国での居住期間が満5年を超える者の課税に関する留意点を教えて欲しい。

A . 中国国内に住所を有さず、中国国内に居住する期間が5年を超える個人は、中国居住者として、中国国内及び国外より取得した全部の所得に対し個人所得税が課される。

但し、中国国内に居住する期間満1年の計算は、中国国内に、一課税年度、即ち、暦年で365日居住していることをいい、一課税年度における1回30日を超えず又は数回の累計が90日を超えない一時出国は考慮されない。つまり、暦年1年間に、連続30日超、又は累計で90日超の出国があれば、「満1年」の要件を満たさないことになる。

E 社

相談内容：農産物の仕入れに係る増値税について

Q . 原材料である農産物を調達する場合、i)以前は、発票なしで増値税の仕入れ税額控除ができたがこれができなくなったこと、そして、ii)一定の基準を満たす規格のものしか原材料として使用できないにもかかわらず、農産物は農地面積で(1ムー単位で)購入しなければならない、という業界の商習慣により、製品原材料として使用できない規格外農産品も併せて購入せざるをえない、という事情から、仲買人を通じて農産品を購入している。仲買人を通じて調達する場合、仲買人が増値税発票を交付するので、仕入れ税額控除が可能であるうえに、仲買人が規格基準を満たさない農産品については引き取る、ということもあり、この調達スキームは、上手く機能していた。ところが、最近、農産物の購入代金は、直接、農民に支払わなければならない、との規定が出て、仲買人を通じての調達ができなくなる見込みである。増値税仕入れ税額控除を確保するために、何か対策はないか。

- A . 増値税一般納税者である貴社が農産物を調達する場合、農産物の売り手、即ち農民が、税務機関に対して農産物売渡しに係る普通発票の代理交付を申請し、農産物の購入によりこれを取得した増値税一般納税者（貴社）は、税務機関が代理発行した当該発票に基づき 13 パーセントの割合に基づき仕入れ税額控除ができる、と考えられる。
- しかしながら、取引の相手が農民であることに鑑みれば、實際上、発票を取得することには、困難が予想される。

F 社

相談内容：増値税の輸出税額還付について

- Q . 進料加工取引に係る輸出増値税還付を受けている。2003 年 4 月以降、取扱いが変わり、免税証明書がない場合、その時点で使用している輸出入契約の最初に遡って輸入金額を計算することとされた。当時の契約は、2002 年 5 月発効のものであったため、輸入した金額は、2002 年 5 月分から計算されることになった。輸出金額については、過去に遡って計算されることはされなかった。これにより、輸入 11 ヶ月分の金額に対して輸出 1 ヶ月分、というところから計算はじまった。その結果、ずっと還付がされず、最近やっと還付がはじまったのだが、還付されるべきと考えられる金額は巨額であり、また、このままでは不還付金額はたまる一方の見込みである。なんとか解決できないか。
- A . 2003 年 4 月からの取扱いは、新たな規定が公布された、というものではなく、運用が厳格化されたもの。
- なお、新たに進料加工を開始する場合は、1 年分の輸入額を留保する、というルールがある。2003 年 4 月の時点での輸入金額の計算に齟齬があった可能性もある。なぜこのような巨額の不還付税額が滞留したのか、詳細に検討する必要がある。

G社

相談内容：配当可能利益について

Q . 当社は今年度、配当を考えている。どのようにすればよいのか。監査が必要なのか。

A . 未処分利益であれば、配当可能。未処分利益があるかどうかについては、監査が必要、という趣旨。

相談内容：適正利益率について

Q . 生産したノート PC は、全て、日本の親会社に輸出している。これまで、当社の利益率を考慮しない価格で、日本親会社に代金請求していたが、移転価格の問題が生じるため、適正な利益を加算した額により請求するよう、親会社から指示されている。どの程度の利益率とすればよいのか。

A . 研究開発部門のコストや、操業度で判断される。全て親会社のために仕事をしているのであれば、かかったコストは、全部、親会社に負担させることになる。アイドルコストも親会社負担となる。一般的には5～10パーセント程度という感覚。

相談内容：水利建設金の負担とビジネススキームについて

Q . 浙江省の場合、製品売上高に対して1パーセントの水利建設金が課されるが、当社は売上高が大きいために、納付すべき水利建設金も大きな金額となる。これを回避する方法はないか
思案したところ、製品全量を輸出するのであれば、来料加工にしたらどうか、という考えが出たのだが、これは現実的か。

A . 来料加工は、仕入れ税額控除できないが、物流園区及び国外から保税原材料を仕入れ、来料加工する、というスキームは検討可能。

物流園区にこういった組織が必要か、倉庫のみで足りるか、また、部品は、日本親会社所有とされるか等について、確認が必要。

相談内容：資材調達について

Q . 輸出加工区内で PC の生産をしているが、棚卸資産削減のため、部品は、輸出加工区の外から、輸出加工区の税関を通関して、ベンダーの倉庫に入り、そこから、毎日、当社工場に必要数量だけ納品されている（「VMI」）。最近、外貨管理局の指導で、中国国内製品の VMI は不可、一旦、輸出加工区に入った物品については、自社の倉庫に入れろ、ということになったと聞かすが、本当か。

A 外貨管理局の指導、ということであれば、調達物品の数量と金額が一致しなければならない、ということを用意するものと考えられる。外貨消込は、数量と金額の両方に基づくことが原則だが、実務上は金額に重点が置かれる。

例えば、同じ部品でも月を跨ぐ、といった場合に、購入単価が変わることがある。取引先との契約によるが、翌月になると前月 100 円だったものが 90 円になる、ということがあり、その差額について、指摘を受けることになる。通関申告書に記載された外貨建の債権額は変わらない、ということが原則。変わったことにより発生した差額分については、役務提供等、別の形式で補うことも実務上ある。

今回の指導に従うとする場合、例えば、部品の通関をしても、代金は、半分だけ支払い、残りの半分は 1 ヶ月後に支払う等、部品の使用見込みに合わせた支払い方法とすることにより、キャッシュフローの削減は可能となる。しかしながら、棚卸資産の削減にはつながらない。

相談内容：紙製品の加工貿易禁止について

Q . サプライヤーが海外再生紙を使用して製作したマニュアルを購入している。
9 月に再生紙の輸入免税が禁止され、手冊が禁止されたというが、詳しいことが知りたい。

A . 紙製品に対する加工貿易の新たな政策の影響で、製品価格が上昇する可能性が高い。

9 月に公布された加工貿易禁止類商品リストに紙製品が指定されたが、11 月に公布された通達により、一旦、加工貿易禁止類から外された。しかしながら、近く公布される見込みの加工貿易制限類リストに加えられる可能性もあるなど、今後、さらに調整がなされる可能性がある。

相談内容：無料情報提供サイトについて

Q . インターネットで中国税務、会計に関する情報収集をしたいが、無料のものだと、どのようなサイトがよいか。

A . 中国語であれば、「外資ネット」(外資網)。日本語であれば、日中経済協会の URL、日本の金融機関が提供している情報等。

H社

相談内容：外貨送金について1

Q . 日本親会社に向けて製品を出荷したものの、不良品が発生した。修正費用が中国側に請求される見込みだが、当該費用の外貨送金について教えていただきたい。なお、外貨管理局に相談したところ、修正費用の送金は、貿易に起因し生じた請求であることから、同様に貿易取引であるとの認定を受けた。

A . 非貿易外貨送金としての処理とするのが通常。法令上のルールから言えば、不良品があったという海外検査当局の証明があれば、送金可能とされている。また、他地域では、価格差補償金、といった非貿易項目で外貨送金した例がある。浙江省の外貨管理は厳しい、との印象を受けており、貿易取引であるとの認定を受けたのであれば、実務上、次の取引価格で調整するということが、一般的に行われている。

相談内容：外貨送金について2

Q . 日本親会社に当社から開発技術要員を派遣している。この派遣者の費用は、これまで日本親会社が負担していたが、今後、当社にて負担するよう、要請されている。この「研修費」は、どのように送金するのか。

A . 非貿易取引としての外貨送金となる。銀行の裁量だけで送金できる場合と、外貨管理局の審査認可が必要な場合とがある。非貿易取引の場合、5万ドル以下であれば、比較的送金しやすいと聞く。

相談内容：国内販売について

Q . 日本親会社から仕入れた部品を正規に国内販売するには、どうしたらよいか。

A . 生産型企業の場合、貿易会社を通じて取引するしかない。

また、商業企業認可を取得し、経営範囲を拡大することも可能。但し、寧波保稅区では、経営範囲拡大をした企業は今のところない模様。一般地区では可能と聞いている。保稅区企業がどのように商業企業の認可を取得するのか、寧波保稅区がまだ対応方針を決定していない、という可能性がある。他社と団体交渉することで可能性を見出すこととしてはいかがか。

相談内容：税務調査について

Q . 2004 年に開業し、まもなく 3 年になる。これまで、税関、税務当局による大掛かりな調査はなされていないが、定期的な調査というのはあるのか。

A . 税関当局による調査は、加工貿易手冊を使用しているのであれば、定期的で且つ小規模な調査のみ。移転価格調査は、取引高が大きな企業から調査がなされる、という傾向がある。価格決定方式についての資料を保存しておくことが重要。

I 社

相談内容：個人所得税の課税範囲について

Q . 駐在期間が 5 年になる。中国での居住期間が満 5 年を超えると、日本で支払われる給与についても課税対象であると聞いたが、そうなのか？

A . 給与所得については、役務の提供地が所得の源泉地。従って、日本で支払われる給与があるとなれば、居住期間が 5 年を超えたか否かに拘らず、その部分も、中国個人所得税の課税対象となる。

中国国内に住所を有さず、中国国内に居住する期間が 5 年を超える個人は、中国居住者として、中国国内及び国外より取得した全部の所得に対し個人所得税が課される、というのは、例えば、日本の留守宅を賃貸に供している場合、この収入についても、中国で課税対象となる、ということ。

なお、中国国内に居住する期間満 1 年の計算は、中国国内に、一課税年度、即ち、暦年で 365 日居住していることをいい、一課税年度における 1 回 30 日を超えず又は数回の累計が 90 日を超えない一時出国は考慮されない。つまり、暦年 1 年間に、連続 30 日超、又は累計

で90日超の出国があれば、「満1年」の要件を満たさないことになる。これを踏まえ、「中国国内に居住する期間が5年超える場合」に該当するかどうか、今一度確認されたい。

相談内容：増値税還付について

Q . 増値税の輸出免税について教えて欲しい。

A . 増値税の「輸出免税」といっても、原則税率17パーセントの物品の多くは13パーセントの還付税率により還付がなされるので、原則税率17パーセントとの差の4パーセント部分は不還付、即ち、課税の扱いである。

加工貿易の場合の中国国内における結転は、税関管理上輸出であるが、この部分については、輸出税額還付の対象外とされている。

購入部材に、輸出分と結転分がある場合、売上比率で分けて計算することができる。

相談内容：不動産にかかる税について

Q . 2年前、社宅を開発段階で購入した。工事がもうすぐ完了し、入居することが可能となるが、これに伴い、なにか税金はかかるのか。なお、購入時に既に支払った税金がある。

A . 建物竣工時に、建物の所有権証を取得する。そのとき、契税、即ち、不動産取得税が課される。浙江省の場合、税額は、成約価格に対して4パーセントの税率による。

J社

相談内容：金型の償却について

Q . 当社は、アルミ製金型を製品の連続生産に供している。金型は1年程度しか耐久性がないのだが、この金型を固定資産とする場合、5年で償却しなければならない。発票を分ける、増値税を一年で還付してもらえようにする等の対策も考えたが、違法性が高い。税務当局からは、耐久性1年間との証明書を用意すれば、償却資産として認められると言われたが、具体的な手続きを教えて欲しい。

- A . 固定資産を償却期間 1 年に短縮して償却する、つまり加速償却の認定を受けることになるのだが、実際に許可を受けたという例はあまりきかない。生産の切り替えにより陳腐化するのではなく、物理的に寿命が来る、2 年以上もたない、というのであれば、固定資産ではなく、消耗品として処理することも検討可能。
- 消耗品として処理することは、企業の判断にて行うものであって、税務当局の認可を取得するというものではない。処理の妥当性について税務当局の事前認定を受けることが望ましい。消耗品として処理すれば、増値税還付も受けることができる。
- 企業会計制度上は、償却期間については企業が合理的期間を判断してよいとされており、固定資産を 2 年で償却している会社も存在する。ただ、税務上は、5 年に引きなおして計算しており、増値税還付も受けていない。監査を受任している会計師との相談も必要。
- 固定資産の加速償却認定を申請するために、耐久性 1 年未満の証明を用意しなければならないのであれば、金型メーカーにこの証明を出してもらうことも一計。
- 増値税の不正還付との指摘を受けることのないよう、注意されたい。

相談内容：営業譲渡に伴う債務の譲受けについて

- Q . 当社は、旧会社の営業を譲り受けるかたちで、半年前に設立したばかりであるが、旧会社のデータは記録上、残っている。旧会社の手冊も残っているのだが、当社宛に、旧会社の手冊の記録と実際有高との差に係る租税債務の請求等、旧会社債務の請求が来る。どのように処理すべきか。
- A . 債権債務の承継は、営業譲渡契約にて定めるもの。
- 肩代わりした旧会社債務を旧会社に請求する場合、損害賠償金、コンサルティング料などの名義での請求であれば、送金が可能。損害賠償金とするのであれば、営業税は課されない。

相談内容：設備の免税輸入について

- Q . フォークリフトを自家用生産設備として免税輸入したいが、可能か。
- A . 税関の扱いによる。フォークリフトは、「生産」設備ではない、という理由で免税輸入不可、という例を聞いたことがある。ただ、過去において、免税輸入された、という例もあると聞く。